

文献複写の取扱いについて

広島市立大学附属図書館利用規定第13条第2項の規定に基づき、広島市立大学附属図書館における文献複写（以下「複写」という。）の取扱いについて次のとおり定める。

1 複写の申込

複写をしようとする者（以下「申込者」という。）は、所定の申込書を館長に提出するものとする。

2 複写の制限等

館長は、次の各号の一に該当する場合は、複写を制限し、又は断ることができる。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に定めのある範囲を逸脱、またはその危険があると認められる場合
- (2) 損傷の度合いが強い、又は損傷する恐れのある図書を複写しようとする場合
- (3) その他、館長が複写の制限等を行う必要があると認めた場合

3 複写費用の負担

複写に要する費用は、申込者が負担するものとする。

4 著作権法に関する責任

複写により、著作権法上の問題が生じた場合は、すべて申込者がその責任を負うものとする。

5 委任規定

この取扱いの施行にあたり、必要な事項は館長が定める。

附 則

この取扱いは平成10年12月3日から施行する。